



吉本興業お笑いライブ「FUJIWARA」

北原ミレイ歌謡ショー

主な内容

- 清水町長就任あいさつ 2
- 第5次総合振興計画概要 4~7
- 壬生町のバランスシート 8~9
- 児童養育家庭への助成制度のご案内 10
- 児童福祉制度のご案内 11
- 介護保険だより 12~13

しのめ花まつり開催!

しのめ花まつりが4月1日から9日まで東雲公園で開催されました。期間中に桜が満開になり、花まつり会場には多くの人がつめかけました。
(関連記事17頁)

清水町政5期目がスタート

清水英世町長が初登庁



職員に拍手で迎えられる清水町長

3月26日の壬生町長選挙で当選をはたした清水英世町長が、4月12日、5期目の初登庁をしました。

役場正面で職員の拍手に迎えられる、花束を受け取り、続いて、役場正庁において「財政的に苦しい状況ですが、意欲と熱意を持って職務にあたって欲しい」との訓辞を述べられました。

就任のあいさつ

このたび、町民の皆様の暖かいご支援により、当選の栄に浴しましたが、今後四年間、創意と工夫を凝らしながら、誠心誠意まちづくりに精進し、皆様方のご期待にお応えしたいと存じます。

これまでは、第四次総合振興計画に基づいてまちづくりを推進してきましたが、その目標は「夢と活力にあふれた緑園都市・みぶ」の実現ということでありました。これは、豊かな自然を生かすとともに、都市の利便性も備えた町を目指したまちづくりであります。お陰様でまちづくりは着実に進展し、住民の七割を超す方々から住み良い町として評価していただくようになりました。これは、先輩各位の先見の明によって取り組まれた事業が継続され、さらに推進が図られたその成果であると思えます。具体的には、積極的に道路や公園の整備が図られるとともに、ごみ処理施設の整備や下水道や農

業集落排水など、生活環境改善に資する事業の整備が大いに進められました。

さらに、本町には、近代医療の最先端をゆく獨協医科大学並びに附属病院が誘致されており、町民等しくその恩恵に浴しているからだと思います。本町は、このようになしつかりした将来目標を設定し、その目標実現にむけて積極的にまちづくりを推進した結果、県下最大の町として、最も都市基盤の整備が進んだ町として自他共に認められるようになりました。

さて、本年度からは、新たに策定された第五次総合振興計画に基づいて、まちづくりに取り組むことになりませんが、その目標は「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」の実現ということになります。これは、地域社会の構成員である住民・企業・行政が自らの責任と適切な役割分担を踏まえながら、地域の様々な課題に、活力と創意を持って取り組み、希望に満ちた社会を切り拓いていくと

いうことであります。そしてこの計画には、町政運営の総合的指針となるまちづくりの各種計画や施策が盛り込まれておりますので、これまで以上に住民の視点に立って計画の推進を図らなければならぬと考えております。

このように、町政運営は将来都市像とその実現にむけた総合振興計画を基本に進められることとなりますが、行政課題の中、特に緊急に取り組むべき都市基盤の整備などについては、積極的に推進したいと思えます。例えば、安塚駅前広場の整備事業や六美地区の雨水排水整備事業、さらには、生活関連道路の整備事業などがあります。また、今井地区で始まった公共下水道事業や恵川地区農業集落排水事業も更に推進する必要があります。

さて、最後に、人づくりについて触れたいと思います。人づくりはまちづくりに通じるものでありますので、教育委員会が小中学校の児童生徒の学力向上などの課題に、積極的に取り組むことができるよう体制の整備を図っていきたいと考えております。

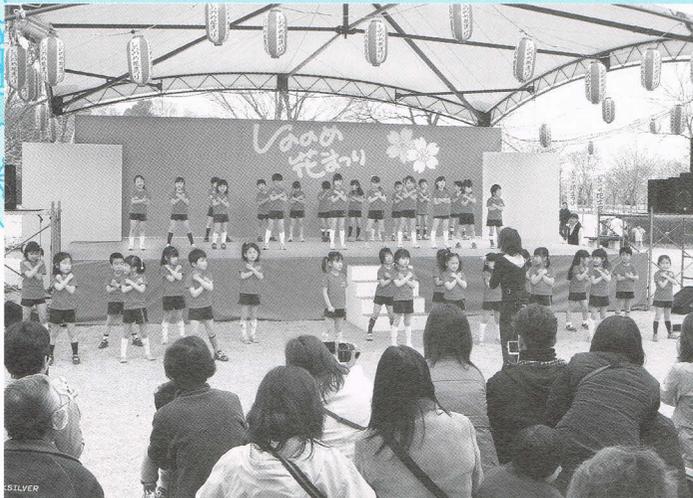
これまで、今後のまちづくりに対する考えについて述べてきましたが、住民の負託に応えるよう一生懸命努めて参りたいと存じますので、町議会議員各位並びに町民各位のご理解とご支援を、よろしくお願いいたします。

満開の桜のもと しののめ花まつり開催

毎年恒例となっております、壬生町観光協会主催の「しののめ花まつり」が、今年は4月1日から9日にかけて東雲公園で開催されました。

町内幼稚園・保育園・学校によるステージ発表、町文化協会やサークルによる日舞やフラダンス、よさこいやしののめカラオケ選手権など、町内外から多くの方々が参加し、まつりを盛り上げました。

また、キャラクターショーや歌謡ショー、お笑いライブなどの催しもあり、会場に集まったみなさんを楽しませていました。



元気いっぱい、おもちゃのまち幼稚園キッドボックス



勇ましい和太鼓の響き、円仁太鼓



きれいな歌声を披露、睦小学校コーラス部



しののめカラオケ選手権
優勝 大垣扶美恵さん



あい・舞美歌謡ショー



サイコライブ



「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」 を目指して!!

これまでに取り組んで参りました、「夢と活力にあふれた緑園都市・みぶ」を目指した「まちづくり」では、皆様の力強いご支援やご協力によりまして、大きな成果と確かな実績を収めることができ大変ありがとうございました。

いよいよ本年の4月からは第5次となる「まちづくり」がスタートし、新たな期間における「まちづくり」の基本方針や、目標とする町の姿につきましては『壬生町第5次総合振興計画概要版』をお配りしてお知らせしてきたところですが、今回は、前期となる期間(平成18年度～22年度)における、より具体的な取り組みや施策の概要をまとめましたので、お知らせいたします。

地方行政をとりまく環境は、依然として厳しい状況ではありますが、さらなる郷土の発展を目指し、皆様と共に「まちづくり」に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壬生町第5次総合振興計画【計画期間：平成18年度～27年度】

◆基本目標：「創意と工夫が生きた活力あるまちを創造する」

※基本目標は、より魅力あるまちづくりを進めていく上での、住民と行政の共通目標です。

◆基本姿勢：基本目標に基づいてまちづくりを進めていくための以下の6つの柱です

1. 健全な地方自治を確立する

この分野は、住民主体の健全な町政運営を維持・推進するため、住民と行政が協力し、連帯と活力で躍進するまちづくりを目指します。

そのために、まちづくりに関する情報提供の充実、コミュニティの充実や住民の参加・参画機会の拡充を進めます。

▼各分野における主な取り組み▼

① 住民主体と連携のまちづくりを推進する

- コミュニティ活動の促進
- コミュニティ運営施設の整備
- 地域住民組織の育成
- 個性ある団体・ボランティア団体育成

② 住民と協働のまちづくりを進める

- 親切的な住民サービスの提供
- 公共施設の適正配置
- 広報・広聴の充実
- 住民参画機会の拡充

③ 行政経営基盤を向上する

- 審議会及び執行体制・機能の整備、充実
- 職員の意識改革・能力開発の促進
- 合理的・効率的な執行体制の整備
- 行政評価システムの活用
- 民間活力の積極的な導入
- 財源配分の適正化
- 財源の強化・充実

④ 情報の共有化を推進する

- 情報内容の充実
- 情報通信ネットワーク環境の向上
- 情報公開制度の活用

⑤ 広域連携を推進する

- 広域行政組織・活動の維持向上
- 広域連携事業・協力事業の推進
- 共同事務の推進



2. いのちが輝く元気な地域社会を創る

この分野は、住民誰もが、住みなれた地域の中で、いつでも安心できる生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携がとれた総合的なサービス体制の強化と充実した住民サービスの提供を進めます。

そのために、地域・家庭・行政が適正な役割と責任を担いながら、協力し合い、支え合う地域社会づくりを目指します。

▼各分野における主な取り組み▼

① 総合的な健康づくりを推進する

- 「健康みぶ21計画」の推進
- 老人保健、一般保健事業の充実
- 救急医療体制の充実
- 健康づくり啓発事業
- 歯科保健医療サービスの充実
- 健康危機管理体制の充実

② 共に助け共に支え合う地域社会を育てる

- ボランティア活動支援
- 社会福祉法人・施設への支援
- 社会福祉団体の支援
- 施設のバリアフリーの啓発・推進

③ 未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く

- 保育サービスの充実
- 児童の権利・個性を尊重する環境づくり
- ひとり親家庭への生活支援の充実
- 子育て家庭支援の向上
- 子育て支援拠点の整備・充実
- 母子の保健体制の向上

④ 高齢者の健康・自立・生きがいづくりを応援する

- 高齢者の社会参加の促進
- 生活支援事業の充実
- 生きがいづくりの推進
- 地域支援事業の推進

⑤ 障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

- 生活支援事業の推進
- 介護支援の充実
- 福祉助成制度の充実
- 雇用の促進と就労の支援

⑥ 健全な社会保障制度を充実する

- 保健事業の充実
- 介護保険給付体制の強化
- 医療費の適正化の確保
- 生活困窮者への相談体制・自立支援の充実



3. 調和のとれた元気なまちを創造する

この分野では、これまでに積み重ねてきた本町特有の歴史・文化・伝統を生かしながら、豊かな自然と調和した住みやすいまちづくりを進めます。

そのために、住民の主体的な参画・協力のもと、さまざまな住民生活や産業活動が効果的に展開されるよう、合理的な土地利用を目指します。

▼各分野における主な取り組み▼

① 調和のとれた機能的な土地利用を推進する

- 土地利用の適正化
- 土地情報の整備
- 土地取引の適正化
- 農地、森林及び自然地等の保全

② 魅力的な市街地を整備・促進する

- 駅周辺の整備
- 民間開発の調整・誘導
- 市街地形成の良好な環境づくり
- 住居表示の整備

③ 総合的な交通体系を確立する

- 幹線道路の整備
- 北関東自動車道の整備促進
- 交通バリアフリーの推進
- 身近な生活道路の整備
- 公共交通路線の整備拡充
- 環境への負荷の低減

④ 個性を生かした地域景観を創造する

- 歴史的景観の保全・形成の推進
- 景観意識の高揚
- 個性・特性を生かした景観形成の促進

⑤ 良好な水環境向上する

- 河川水路の整備
- 住民意識の向上
- 親水空間の整備



4. 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

この分野は、豊かな自然環境の保全や、廃棄物等の減量化等を進め環境にやさしい社会の実現を目指すと共に、防犯・防災体制の充実や上下水道等の社会基盤の整備・向上を図りながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

▼ 各分野における主な取り組み ▼

① 災害への対策を強化する

- 自主防災意識の高揚
- 消防団の育成
- 救急救助力の強化
- 常備消防との連携強化
- 消防施設の整備

② 安全・安心なまちを構築する

- 防犯組合や警察等との連携の強化
- 防犯力の向上

③ 交通安全対策を充実する

- 交通安全活動の推進
- 交通安全施設の整備

④ かけがえのない地球環境を保全する

- 水質の保全
- 学習林の効果的な利活用
- 環境活動の推進
- 緑園(緑の砦)の形成・保全
- 環境負荷の低減
- 廃棄物不法投棄の防止

⑤ 豊かな花と緑に囲まれた快適な暮らしを実現する

- 拠点公園の維持管理
- 住民活動の支援
- 身近な公園の整備
- 緑化環境の向上

⑥ 資源循環型社会を構築する

- 減量化の推進
- 収集体制の強化
- 分別収集の推進
- ごみ処理体制の効率化

⑦ 快適で衛生的な生活を確保する

- 安全な食生活の推進
- 霊園・墓地の整備

⑧ 良質な水を安定供給する

- 安定した取水
- 未加入者の加入促進
- 安全な水の供給
- 未整備地域の解消

⑨ 適切に排水を処理する

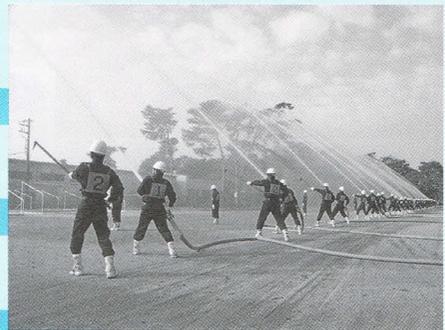
- 公共下水道の整備
- 浄化槽の設置促進
- 施設等の適切な維持管理
- 雨水幹線等の整備推進
- 農業集落排水事業
- し尿の適正処理
- 課題地域の雨水排水施設の計画的整備

⑩ 健全な住生活を支援する

- 町営住宅の供給・整備
- 住宅環境の整備

⑪ 安全で豊かな消費生活を推進する

- 団体の育成と活動支援
- 相談体制の充実



5. 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

この分野は、住民一人ひとりが生涯を通じ、学習、芸術、スポーツ等さまざまな分野で自らの能力を発揮できる環境づくりを推進すると共に、家庭・地域・学校が一体となった体制の中で、豊かな人間性を備えた青少年の育成を目指します。



▼ 各分野における主な取り組み ▼

① 潤いに満ちた生涯学習を振興する

- 学習内容の充実
- 施設の整備・充実
- 図書館サービスの充実
- 文化芸術活動の推進

② 歴史・伝統を学び、新たな文化を創造する

- 文化財の保護
- 地域文化の継承

③ 自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

- 幼児教育環境の充実
- 教育内容の充実
- 教育環境の整備・充実
- 相談体制の充実
- 開かれた学校づくりの推進
- 高等学校・大学等との連携

④ すべての住民が競い、触れあい、スポーツを楽しむ環境を創る

- 人材・団体の育成
- 地域型スポーツの推進
- スポーツ施設の充実
- スポーツ参加機会の拡大

⑤ 青少年が健やかに育つ社会を実現する

- 家庭教育の充実
- 青少年活動の推進
- 人材・団体の育成
- 健全な環境づくり活動の推進

⑥ 共同参画社会の確立を目指し、個人・個性を尊重する

- 意識啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 男女共同参画推進体制の整備
- 性別による固定的な役割分担の解消

⑦ 国際理解を促進し、交流活動を推進する

- 外国文化への理解の促進
- 国際交流活動の支援
- 国際平和への普及啓発活動の推進

6. 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

この分野は、町の活性化や人々の豊かな暮らしを実現するために、地域に根ざした既存企業の活性化や新たな企業を誘致・支援していくと共に、活力ある農業の振興、魅力にあふれた観光の振興を目指します。

▼ 各分野における主な取り組み ▼

① 商業・サービス業を振興する

- 中心商店街の活性化
- 融資制度の支援
- 新規開業支援
- 市場への支援

② 工業を振興する

- 産業拠点の整備促進
- 企業立地の促進
- 経営支援対策の充実
- 地場産業の活性化

③ 農林業を振興する

- かんがい排水施設の整備
- 地域農業担い手の育成
- 園芸作物の生産振興
- 地産地消の推進
- 安定した畜産経営の推進
- 都市と農村の交流促進

④ 観光を振興する

- おもちゃ博物館の充実
- 観光の支援
- 観光情報拠点の整備
- 広域連携の強化

⑤ 広域交流を推進する

- 北関道PA周辺の効果的な整備

⑥ 雇用環境を充実する

- 就労機会の拡大
- 労働環境の整備



もうひとつの家計簿

◎ 壬生町のバランスシートを公表します ◎

正味資産…… 399億円
 資産合計…… 489億円
 負債合計…… 90億円

「町の資産はどのくらいあるの?」「借入金ほどの程度あるの?」「町の経営状況は?」このような疑問に答える資料として、町ではバランスシートを作成しています。

決算書では、主に1年間の歳入と歳出の状況についてお知らせしてきました。これに対してバランスシートは、過去からの積み重ねによる町の財産等ほどのくらいになるか、そのために借り入れた金額の割合はどれくらいになったか、といったことについて知ることができます。

バランスシートを公表することにより、町民の方々が町の財政についてより理解を深めていただければと思います。

バランスシート作成にあたって

バランスシート(貸借対照表)は、一般的に民間企業の財務状況をあらわす表ですが、これに壬生町の平成16年度普通会計決算状況を当てはめて作成しています。

数値については総務省が毎年実施している決算に係る指定統計調査である「地方財政状況調査」の昭和44年以降の数値を基本データとしています(昭和43年以前の数値は計上されていません)。

なお地方公共団体と民間企業では、その活動目的、資産のとらえ方等が大きく異なることから、民間企業のバランスシートとは単純に比較出来ない場合がありますのでご承知おきください。

壬生町のバランスシート(平成16年度)

(平成17年3月31日現在)

借 方			貸 方		
[資産の部]		(全体)	[負債の部]		(全体)
		(1人当たり)			(1人当たり)
1. 有形固定資産			1. 固定負債		
(1) 総務費	7億3,204万円	18,353円	(1) 地方債	66億9,400万円	167,828円
(2) 民生費	10億1,488万円	25,445円	(2) 債務負担行為	0万円	0円
(3) 衛生費	44億 163万円	110,355円	(3) 退職給与引当金	14億9,716万円	37,536円
(4) 労働費	1,638万円	411円	固定負債合計	81億9,116万円	205,364円
(5) 農林水産業費	7億5,488万円	18,926円	2. 流動負債		
(6) 商工費	15億5,761万円	39,052円	(1) 翌年度償還予定額	7億7,584万円	19,451円
(7) 土木費	202億7,785万円	508,395円	(2) 翌年度繰上充用金	0万円	0円
(8) 消防費	2億2,664万円	5,682円	流動負債合計	7億7,584万円	19,451円
(9) 教育費	135億5,131万円	339,751円	負債合計	89億6,700万円	224,815円
(10) その他	2,670万円	669円	[正味資産の部]		
有形固定資産合計	425億5,992万円	1,067,039円	1. 国庫支出金	44億2,684万円	110,987円
(うち土地)	135億5,848万円	339,931円	2. 都道府県支出金	10億5,019万円	26,330円
2. 投資等			3. 一般財源等	344億2,635万円	863,119円
(1) 投資及び出資金	4億8,016万円	12,038円	正味資産合計	399億 338万円	1,000,436円
(2) 貸付金	9,668万円	2,424円			
(3) 基金	25億5,692万円	64,106円	負債・正味資産合計	488億7,038万円	1,225,251円
(4) 退職手当組合積立金	5億2,179万円	13,082円			
投資等合計	36億5,555万円	91,650円			
3. 流動資産					
(1) 現金・預金	18億7,501万円	47,009円			
(2) 未収金	7億7,990万円	19,553円			
流動資産合計	26億5,491万円	66,562円			
資産合計	488億7,038万円	1,225,251円			

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入に係るもの 0円 ②債務保証又は損失補償に係るもの 0円 ③利子補給等に係るもの 366万円

【資産について】

●有形固定資産

道路、学校、ごみ処理施設など長期間にわたってサービスを提供する資産であり、取得原価主義により評価しています。

また、土地以外については、定額法により減価償却しています。

●投資等

公益法人等への出資金、貸付金残高、地域福祉基金等の特定目的基金及び土地開発基金の現在高を計上しています。

●流動資産

年度間の財政調整のための財政調整基金、町債の償還に充てる減債基金、歳計現金(当該年度末の歳計剰余金)、町税未収金等を計上しています。

【負債について】

●固定負債

町の借入金である町債現在高(翌年度元金償還額を除く)、退職給与引当金(町職員の全員が平成16年度末に普通退職した場合作る必要がある退職手当の総額を推計)を計上しています。

●流動負債

翌年度の町債元金償還予定額を計上しています。

【正味資産について】

国や県からの負担金・補助金や町税など返済の必要がない資産で、「資産の部」から「負債の部」を差し引いたものになります。

●国県支出金

有形固定資産の形成に充てられた国県支出金の累計額(土地以外の有形固定資産については、当該資産の減価償却に併せて償却)を計上しています。

●一般財源

資産と負債の差である正味資産から国・県支出金を差し引いた額を計上しています。

バランスシートから

わかること

平成17年3月31日現在で、生町の総資産は合計で約489億円となりました。一方、負債は全体で約90億円、その差である正味資産は約399億円です。平成15年度末と比較すると、資産総額は1.2%の減、負債総額は0.7%の減、正味資産は1.3%の減となっています。

(1)「資産の部」の状況

資産の部では、有形固定資産(建物、土地等)が約426億円

で資産全体の約87%を占め、残りが基金(積立金)、貸付金、未収金などで約63億円となっています。

有形固定資産を行政目的別にみると、道路、公園などの土木費が約203億円(48%)と最も多く、次に小中学校や公民館、図書館などの建設事業費を含む教育費が約136億円(32%)、清掃センター建設や最終処分場建設などを含む衛生費が約44億円(10%)となっています。

(2)「負債の部」の状況

負債の部では、町債(借入金)の償還が固定負債、流動負債を合わせて約75億円で負債全体の約83%、退職給与引当金が約15億円で約17%の割合となっています。

(3)「正味資産の部」の状況

正味資産の部では、町が保有している資産のうち、町民の皆様からの税金等により形成された一般財源等は約344億円で、正味資産全体の約86%にあたります。

また、町有資産のうち国・県支出金により形成された金額は約55億円となっております。

◎バランスシートを活用した財務分析◎

①社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す有形固定資産のうち、正味資産によって形成されている比率です。正味資産は、主に、今までの世代の負担によって形成された社会資本の額を指しています。他方、負債は将来の世代の負担によって形成された社会資本の額を指します。したがって、その依存割合が世代間負担の指標となります。

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{有形固定資産合計}} = \frac{39,903 \text{ 百万円}}{42,560 \text{ 百万円}} = 93.8\%$$

(これまでの世代による社会資本形成の比率、高い程よい)

$$\frac{\text{負債合計}}{\text{有形固定資産合計}} = \frac{8,967 \text{ 百万円}}{42,560 \text{ 百万円}} = 21.1\%$$

(後世代による社会資本形成の比率、低い程後世代の負担が少ない)

②予算額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率で、資産形成のために何年分の歳入が充当されたかを示すものです。

$$\frac{\text{資産合計}}{\text{歳入合計}} = \frac{48,870 \text{ 百万円}}{10,564 \text{ 百万円}} = 4.63 \text{ 年分}$$

③正味資産比率

企業会計で使用される自己資本比率に相当し、この比率は保有する総資産のうち返済義務を負わない部分がどの程度あるのかということを示す指標です。

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{負債・正味資産合計}} = \frac{39,903 \text{ 百万円}}{48,870 \text{ 百万円}} = 81.7\%$$



児童養育家庭への 助成制度のご案内

平成18年度
児童手当所得制限限度額表

扶養家族 等の人数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
	所得額(円)	所得額(円)
0人	4,600,000	5,320,000
1人	4,980,000	5,700,000
2人	5,360,000	6,080,000
3人	5,740,000	6,460,000
4人	6,120,000	6,840,000
5人	6,500,000	7,220,000

児童手当は、小学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし、左の限度額表のように所得による制限があります。国民年金に加入されている方は、児童手当の限度額欄を、その他の年金に加入されている方は、特例給付の限度額欄を参考にしてください。

児童手当

なお、限度額は、児童を養育する方の平成17年分の所得税法上の扶養人数の欄が基準になります。あなたの限度額を確認する場合、一般的に平成17年分の所得額から一律8万円を控除した額が、左の表の所得額となりますのでご参考にしてください。

●**手当月額**

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、養育家庭への支援として、児童手当、遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度があります。

該当する方は、町民生部福祉課で、随時受け付けていますので、申請してください。

(受付は、土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで)

支給月

6月、10月、2月

遺児手当

遺児手当は、父母の一方または両親が死亡した児童(義務教育修了前)を養育する方に支給します。ただし、町民税の所得割を課せられない場合だけに受けられます。

手当月額

児童1人あたり 3,000円

支給月

6月、9月、12月、3月

児童扶養手当

児童扶養手当は、父親がいないか、あるいは父親に重度の障がいがある家庭などの児童を養育している方に支給されます。

支給対象児童の年齢は18歳到達の年度末までです。

所得によって、一部支給停止、または全額支給停止の場合があります。

手当月額(全額支給)

児童1人 41,720円
児童2人 46,720円
児童3人以上以降 3,000円加算

支給月

4月、8月、12月

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神障害、知的障害または身体障害(1級・2級)のある児童(20歳未満)を養育する方に支給されます。

ただし、一定の所得額以下の場
合に限られます。

手当月額(1人あたり)

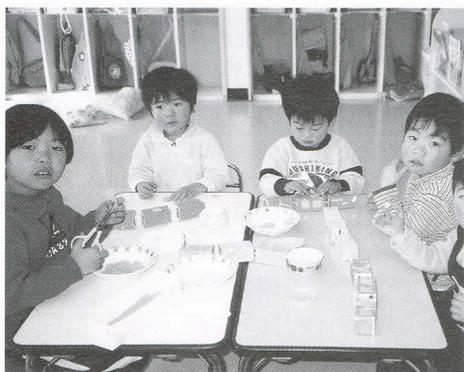
1級該当 50,750円
2級該当 33,800円

支給月

4月、8月、11月

問合せ先

各種手当の請求方法や対象児童、所得制限など、詳しくは、町民生部福祉課児童福祉係(☎81-1831)へお問い合わせください。





利用していますか! 町の福祉制度

◆すこやか子育て支援制度◆

すこやか子育て 支援金制度

子どもを安心して産み育てることができるよう、「すこやか子育て支援金」を交付し、少子化時代における子育てを行う両親への支援を行う。

受給要件

次の要件にすべて該当した方に交付されます。

- ① 第3子以上の出産の前日に、本町に引き続き1年以上住所を有する方
- ② 現に2人以上の児童を養育していること、または、2人以上の児童を養育している事実状態であると認められること
- ③ 第3子以上を出産し、かつ3ヵ月以上養育していること

支援金額

第3子以上1人につき

100,000円

申請手続方法

該当する方は、出産の日から3ヵ月経過後に町民生部福祉課、稲葉・南犬飼出張所において申請してください。

申請に必要なもの

- ① 戸籍謄本
- ② 住民票謄本(本籍続柄のあるもの)
- ③ 預金通帳(保護者名義のもの)

④ 印鑑

チャイルドシート 購入費補助

- ① 保護者(養育者)及び乳幼児が町内に住所を有する方
- ② 乳幼児が6歳未満の方
- ③ 安全基準に適合するチャイルドシートを購入した方

補助額

購入額(消費税を含む)の1/2(100円未満切捨て)、ただし、1台につき2万円を限度とする。
※乳幼児1人につき1台に限る。

申請手続方法

出産後に町民生部福祉課、稲葉・南犬飼出張所において申請してください。

申請に必要なもの

- ① 領収書またはレシート
- ② 品質保証書または取扱説明書
- ③ 預金通帳(保護者名義のもの)
- ④ 印鑑

第3子以降の 保育料全額免除

保育料全額免除

町立の保育園、民間の認可保育園入園児童の保育料が第3子以降



は全額免除になります。幼稚園についても同様の助成制度があります。
(詳しくは学校教育課学校教育係 81-1871まで)

放課後児童健全 育成事業

放課後児童健全 育成事業

保護者等の不在などにより、下校後、保護指導を受けることができない町内の小学校に通学する1年生から3年生までの児童の健全な育成を図るため、児童と保護者と組織する児童クラブが基本的習慣を家庭的な雰囲気の中で学習する場を提供します。

児童クラブの主な事業

- ① 児童の育成・指導
- ② 地域及び保護者相互の連絡・提携
- ③ 円滑な運営を図るため、定期的な運営委員会の開催

児童クラブ開設時間及び休日

◆ 開設時間

原則として、下校時から午後5時30分(但し、学校休業中は、午前8時30分から午後5時30分)

◆ 休日

日曜日、祝日及び年末年始
対象児童

町内の小学校に在籍する1・2・3年生の児童で、下校後家族が留

守のため、保護者の指導を受けられない児童
委託児童クラブ

委託児童クラブ

- ① どんぐり児童クラブ
壬生町落合3-5-21
- ② メリーランド児童クラブ
壬生町下稲葉396
- ③ ベリーキッズクラブ
壬生町本丸2-3-7
- ④ 森の子児童クラブ
壬生町おもちゃのまち2-12-11

82-5921

82-8433

82-11151

82-5921

86-2780

86-2780

問合せ先

町民生部福祉課児童福祉係

81-1831



※写真は「いなば保育園」提供

介護保険だより

介護保険制度は、要介護者等を社会全体で支援する仕組みです。

◆制度見直しの基本的視点◆

明るく活力ある超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化

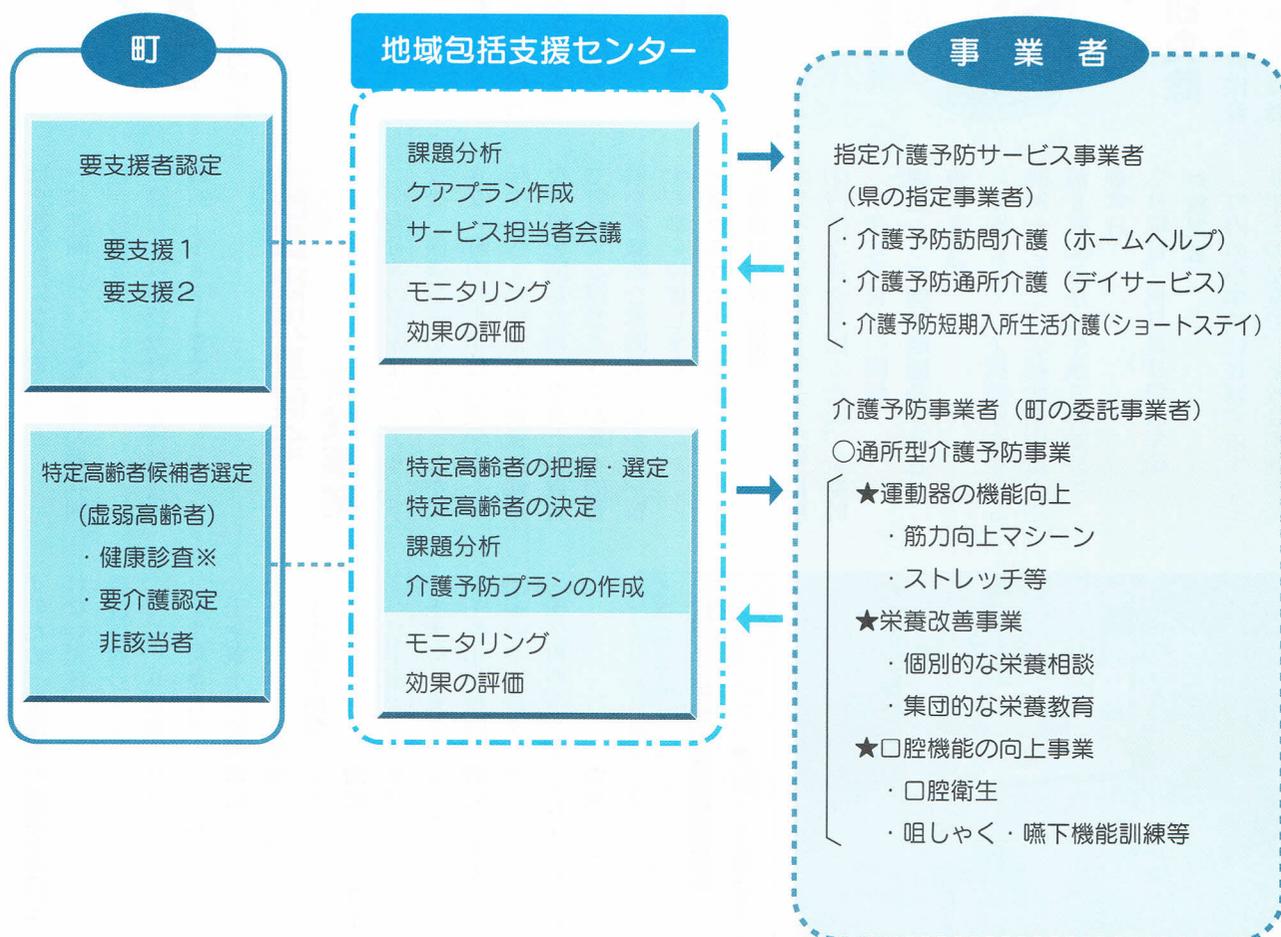


◆介護予防事業(介護保険制度見直しの1つの柱)◆

壬生町では、介護予防事業等を推進します。

対象者

- ・介護保険の認定により、「要支援者」と認定された方
- ・町の保健課が実施する介護予防健診により、特定高齢者と選定された方



介護予防事業を希望する65歳以上の方はまず介護予防健診を受けましょう。

希望する方には、「集団検診のお知らせ」とともに、介護予防のための「生活機能評価」として、基本チェックリストをお送りしますので、記入のうえ、健診当日受付にご提出ください。

☆介護予防健診を希望する方は、保健課健康増進係までお問い合わせ下さい。
町保健課健康増進係 ☎82-3588

健診の結果、医療の必要性和共に次のチェックリストの判定基準を基に総合的にみて、特定高齢者候補者の選定をします。

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヵ月間で2～3Kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 c m 体重 k g (B M I =) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) B M I = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする。
N0.12は健診中に測定しますので、記入しないでください。

特定高齢者候補者の選定

基本健康診査の受診により、特定高齢者として可能性がある方

(以下の①から④のいずれかに該当する方)

- ①うつ予防・支援関係の項目を除く1～20までの項目の内12項目以上該当する方
- ②運動器の機能向上5項目(6～10)全て該当する方
- ③栄養改善2項目(11, 12)全て該当する方
- ④口腔機能の向上3項目(13～15)全て該当する方

☆介護予防事業を希望する方は、壬生町または地域包括支援センターへ連絡してください。

問い合わせ先

壬生町役場高齢対策課介護保険係 ☎81-1876
壬生南地区地域包括支援センター ☎82-2119
壬生北地区地域包括支援センター ☎86-3579



あなたの一生をサポートする国民年金



国民年金は老後の保障だけでなく、万が一の時のために、障害基礎年金・遺族基礎年金があります。障害基礎年金・遺族基礎年金とも、保険料を納付していないと、万が一の時の保障を受けられない場合があります。なお、保険料納付の困難な方は、免除制度もありますのでご相談下さい。以下の年金額は、平成18年度の額です。

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間等を含む)が原則として25年以上ある方が、65歳以上になってから受けられる年金です。

■受給額(40年間保険料納付)……………792,100円

障害基礎年金

国民年金の加入中(又は老齢基礎年金を受けていない60歳以上65歳未満で国内在住中)や20歳前の病気やケガで一定の障がいの状態になってしまった場合に、生活を保障するために障害基礎年金が支給されます。生計を維持されている子がいる場合には、子の数に応じて加算があります。

■受給額 / 1級の障がい……………990,100円
2級の障がい……………792,100円

遺族基礎年金

国民年金の加入中の方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた子のある妻または子が受ける年金です。子がいることが必要で、子の数に応じた額の遺族基礎年金が受給できます。

■受給額 / 妻と子1人の場合……………1,020,000円
子(1人)のみの場合……………792,100円

◎子とは、18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がいの状態が1級・2級の子

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除期間の合計が25年以上ある夫が死亡した場合、夫の死亡当時、夫に生計を維持され、かつ、婚姻関係が10年以上継続していた妻に60歳から65歳までの間支給されます。

※死亡した夫が老齢または障害基礎年金の支給を受けていた場合は支給されません。

■受給額……………夫が受け取れるはずであった老齢基礎年金の3/4

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年以上あり、かつ、老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した場合、遺族基礎年金を受けられない遺族に支給されます。

※寡婦年金を支給できる場合は、どちらか一方の選択となります。

■受給額	保険料納付済期間	金額	保険料納付済期間	金額
	3年以上15年未満	120,000円	25年以上30年未満	220,000円
	15年以上20年未満	145,000円	30年以上35年未満	270,000円
	20年以上25年未満	170,000円	35年以上	320,000円

※半額免除期間の月数は、保険料納付月数の1/2で計算されます。

※付加保険料納付済期間が3年以上ある場合は、8,500円が加算されます。

- 年金を受けている方……………年1回、誕生月に「年金受給者現況届」(はがき)が社会保険事務センターから送付されますので、誕生月の末日までに返送してください。
- 年金を受けている方が亡くなったとき……………遺族の方が、未支給請求書・死亡届・遺族厚生年金請求書等の提出を、栃木社会保険事務所年金給付課にすることになります。
※障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金のみを受給されていた方は、役場住民課へ提出となりますので、詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

◎問合せ先

●栃木社会保険事務所 年金給付課
●町民生部住民課国民年金係

☎22-4134
☎81-1827

●ねんきんダイヤル
☎0570-07-1165

人見城民

神技と

よばれた彫り

会期 ● 平成18年6月24日[土] — 8月20日[日]

歴史民俗資料館では「人見城民—神技とよばれた彫り」展を開催いたします。

人見城民(1894~1972)は壬生町生まれ、本名は與四郎。壬生尋常小学校を卒業後、日光堆朱2代目の上野桐恵に弟子入りし日光彫と漆を学び、師より日光堆朱3代目を許され、日光市内に居を定めて独立しました。

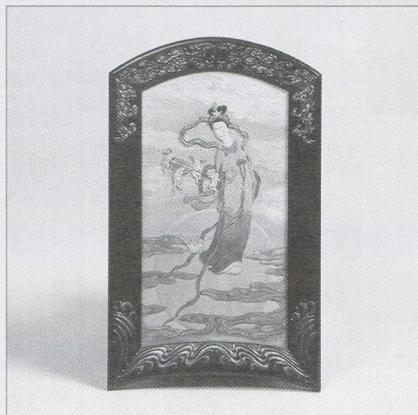
その後、城民は浮き彫りの上に顔料を混ぜた漆を塗り重ねていく技術を発案し、〈木堆朱〉と名付け日光堆朱を伝統工芸の域にまで高めました。

城民の開発した木彫りの上に漆を塗り重ねる〈木堆朱〉は、漆芸ながら木工の力量を多分に必要としました。城民は大正10年(1921)東京大学に参考品として保存する日光陽明門20分の1模型の制作(現日光東照宮所蔵)に参加し、その高い木工の技量を示しています。

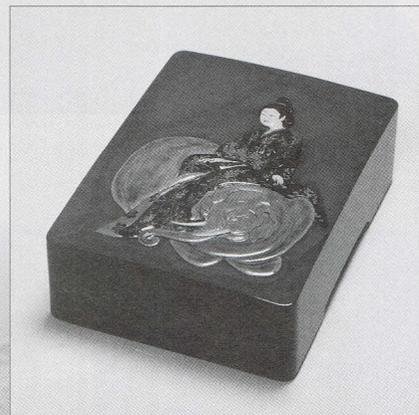
今回の展示会では、数度にわたるご子孫からの寄贈品等から、繊細な木工と華麗な堆朱の融合を実現した人見城民の“神技と呼ばれた彫り”を御覧いただけます。



ぶどうずにつこうついしゅしきしばこ
① 葡萄園日光堆朱色紙笥
1942年/常楽寺蔵



きぼりさいしつがくじょうが
② 木彫彩漆額「嫦娥」
1947年/当館寄託・舟町神明宮蔵



うきぼりえぐちのきみにつこうついしゅぶんこ
③ 浮彫江口ノ君日光堆朱文庫
1946年頃/日光山輪王寺蔵

ギャラリートーク

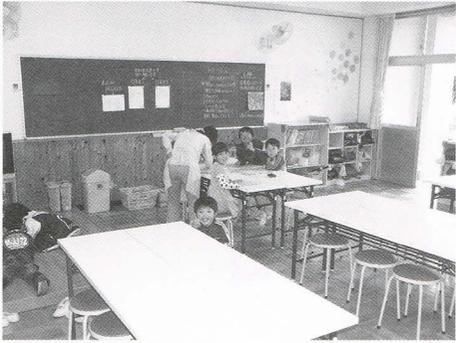
作品を鑑賞しながら当館学芸員が解説します。

日時 ● 会期中の第2・第4土曜日、各回とも午後2時より

町歴史民俗資料館

- ◆ 休館日 月曜日、祝日
- ◆ 開館時間 9:00~17:00(但し、火曜日は13:00~)
- ◆ 観覧料 無料
- ◆ 問い合わせ 町歴史民俗資料館 ☎82-8544

放課後児童クラブが壬生小学校内に開設



18年4月から、壬生小学校の余裕教室を活用し学童保育「ベリーキッズクラブ」が開設されました。

同クラブは、父母会が中心となって平成17年4月に本丸二丁目地内珠算塾の空き教室を改造し開設されましたが、この度、壬生小学校の協力を得て余裕教室を活用し開設となりました。今年、新1年生18人が新たに入会し、合計35名の児童が指導員と一緒に勉強したり、遊んだりして放課後を過ごしております。

〔開設要項等〕

平日 下校時～午後6時
 入会金 3,000円
 月会費 8,000円
 保険料 2,000円
 連絡先 ベリーキッズクラブ

☎82-8433

森の子保育園（認可保育）が開園



4月1日、認可保育園として森の子保育園がおもちゃのまち地区東部に新設いたしました。

当園は、認可外保育園として平成12年4月からおもちゃのまち二丁目地内において、地域の保育需要に対応してまいりましたが、年々増大する保育需要に対応するため、この度新たな場所に、通常保育に縦割り保育を取り入れたり、休日保育等多様な保育サービスを充実して開園いたしました。

〔運営概要〕

定員 60人
 基本保育時間 午前7時～午後6時
 延長保育時間 午後6時～午後8時
 その他 休日保育・一時保育・障害児保育
 連絡先 森の子保育園

☎85-0301
 壬生町大字安塚39番地1

斉藤侑司氏 ゆうし

町農業委員に選任される

壬生町農業委員会委員に、斉藤侑司さん（壬生町土地改良区推薦）が4月1日付けで、町から選任されました。

農業委員会委員は、地域農業の相談役として地域農業振興の推進、農地行政の適正な執行などをおこなっています。農業、農地に関することはご相談ください。



住所 壬生町大字中泉1655番地1
 年齢 71才
 担当農事部名 中泉（一）（二）

農業委員担当農事部の変更

農事部名 委員氏名

上田（一） 糸川 恵一

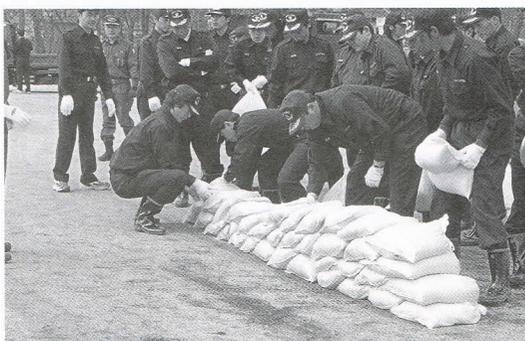
上田（二） 糸川 秀夫



新団員を迎え、団員訓練を実施 壬生町消防団



常備消防職員から規律訓練を受ける新団員



土のう積み指導を受ける新団員

新たに10名を認定農業者に認定

認定農業者制度に基づき、新たに10名の農業者が認定を受け、4月14日に役場正庁において、認定書の授与式が行われました。

認定農業者制度は、経営規模の拡大や、生産方式の合理化など、向こう5年間の経営目標をまとめた「農業経営改善計画」を認定する制度です。

認定を受けると、農地や機械・施設などの取得資金が低利で融資を受けられるのをはじめ、経営相談や各種研修を受けることができます。

また、認定農業者は、地域の担い手として、平成19年度からの新しい農業経営対策事業の対象者になることができます。

● 今回認定を受けた方々 (敬称略) ●

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○ 神永 信男 (上 町) 苺+水稲 | ○ 鈴木 敏市 (松 原) 苺+水稲 |
| ○ 荻原さと子 (下 町) 苺+水稲 | ○ 青木 博 (松 原) 苺+米麦 |
| ○ 賀長 秀佳 (下 町) 苺+水稲 | ○ 大塚 亮介 (本 郷) 苺+水稲 |
| ○ 篠崎 善司 (下 町) 苺+水稲 | ○ 佐藤 和憲 (西高野) 苺+米麦 |
| ○ 阿久津錦壽 (下 町) 苺+水稲 | ○ 山口 陽司 (中 央) 酪農 |



後列左から、荻原さと子、佐藤和憲、神永信男、青木 博、阿久津錦壽、山口陽司
前列左から、篠崎善司、鈴木敏市、清水町長、落合会長、賀長秀佳、大塚亮介

まちのわだい



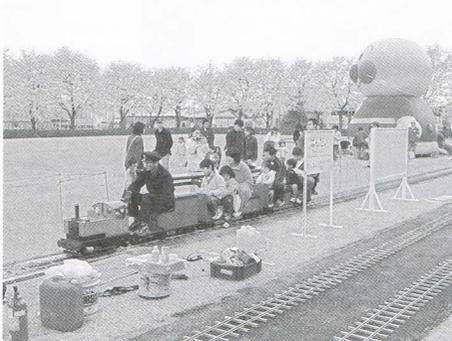
むつみの森でそば打ち体験 下稲葉そばの郷工房

4月18日、授産施設むつみの森で下稲葉そばの郷工房(中嶋 正代表)によるそば打ちが行われました。むつみの森の利用者の方や職員他スタッフの方に打ち立てのそばと揚げたての天ぷらを食べてもらおうと例年この時期に行われています。

今回は、4月に入所したばかりの甫坂さんと宮本さんが、ボランティアの田中るり子さん(手打ちっ娘)の指導を受け、そば打ち・そば切りに挑戦しました。昼食会は、むつみの森から就職する3人の方のお祝いと入所した3人の方の歓迎会も兼ねて行われました。大山施設長、神永助役からのあいさつの後、おいしいそばと天ぷらを満腹になるほどいただきました。



第1回おもちゃ団地まつり開催 トイ・ミュージアム、エジソンミュージアムも公開



プレイランドではミニSLが運行

4月8日、おもちゃ団地内バンダイテクニカルデザインセンターを会場に、「第1回おもちゃ団地まつり」が開催されました。

飲食コーナーやおもちゃ販売のコーナー、プレイランドなどが設けられたほか、秋以降に一般公開を予定している「トイ・ミュージアム」「エジソンミュージアム」の特別公開が行われるなど、親子で楽しめる内容が盛りだくさんで、会場には多くの家族連れが訪れました。

壬生寺で 「壬生円仁大師まつり」開催

4月16日、壬生寺において、壬生円仁大師まつりが開催されました。

まつりは、蘭学通りの松本内科前から壬生寺までの「子どもお練り行道」を幕あけに、壬生寺境内において、よさこい、円仁太鼓、火渡りの儀等が行われました。

火渡りの儀では、山伏に続いて希望者の方々が、願い事をしながら、次々と火の上を渡っていました。



多くの方が火渡りに参加しました

メリーランド保育園の園児が

ジャガイモ植えにチャレンジ！！

4月25日、下稲葉地内の畑で、メリーランド保育園の園児（年長児30名）がジャガイモのタネ植えを行いました。

下稲葉食育応援隊（隊長 木村春男さん）の指導を受けながら元気いっぱい、中嶋正さんの畑（5アール）にジャガイモ（北海道産の花標津という品種）の種を植え、肥料をまき、土をかけました。

7月の上旬には収穫予定で、保育園では、このジャガイモでじゃがバターやカレーライスを作りたいということです。



壬生町戦没者等

合同慰霊祭開催



4月8日、壬生町慰霊碑管理委員会（三上義一会長）主催の壬生町戦没者等合同慰霊祭が、東雲児童公園内壬生町慰霊碑前において、開催されました。

慰霊祭は、先の大戦・災害で犠牲となられた方々に対し、三上会長が祭文を奏上し、清水英世町長を始めとする来賓の方々の追悼の辞、献花が行われました。

春風の中で

しののめ剣道大会を開催

4月9日（日）、しののめ公園ゲートボール場において町内の剣道教室（壬生町少年剣道教室・おもちゃのまち剣道教室）による剣道大会が行われ、満開の桜の下で熱戦が繰り広げられました。また、子供達は大会終了後、毎年恒例となっているしののめ花祭り会場のゴミ拾いを行いました。



満開の桜に囲まれての白熱した戦い



大会の後にはゴミ拾いを行いました

大会成績

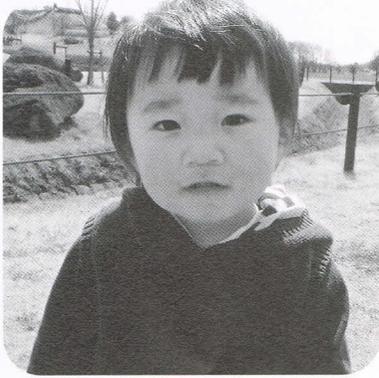
◎3年生以下の部

- 優勝 松井 真之介（おも剣3年）
- 準優勝 佐藤 有（おも剣2年）
- 第3位 大牧 千葉美（壬生剣3年）
- 〃 渡邊 千優（おも剣2年）

◎4年生以上の部

- 優勝 大塚 信裕（おも剣6年）
- 準優勝 篠原 崇宏（おも剣6年）
- 第3位 大牧 賢也（壬生剣4年）
- 〃 渡邊 大地（おも剣6年）

みんなの広場



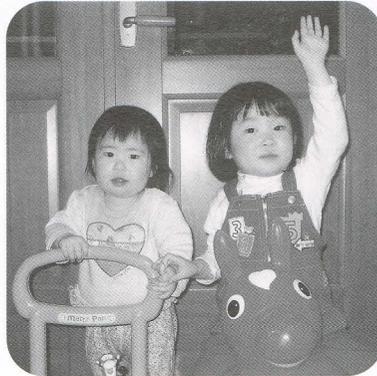
太田 賢貴ちゃん(あけぼの)
(H16.5.9生)



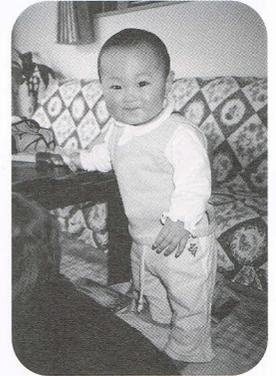
神山 遠大ちゃん(H13.5.10生)
由羽ちゃん(H17.9.17生)
(県営壬生住宅)



今回は7月生まれのアイドルを募集します。
(締切6月20日)。写真はお返します。
応募者多数の場合は抽選になることもあり
ますのでご了承ください。
写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、
電話番号を書いて、役場企画財政課(直接或は郵便
で〒321-0292壬生町通町12-22)
または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。



宇賀神 彩愛ちゃん(H15.5.2生)
陽愛ちゃん(H17.5.2生)
(落合)



佐藤 未優ちゃん(おもちゃのまち)
(H17.5.28生)

歴史民俗資料館だより

シリーズⅡ

『みぶの史跡を訪ねて』

あさひなさぶろう

朝比奈三郎の墓

今回から、南犬飼地区に
残る伝説の地を紹介します。
上田地区の小高い丘の
上には、「朝比奈三郎」の
墓と伝わる、凝灰岩(大谷
石)で造られた巨大な五
輪塔が立っています。
朝比奈三郎は、鎌倉幕府
の重臣和田義盛の三男と
して生まれました。和田
氏は北条氏の横暴に憤り
挙兵しましたが、戦いに
敗れ討ち死にしています。
朝比奈三郎は運良く、
この地に落ちのびること
ができ、追っ手の目をく
らませるために、自分の
墓に見せかけ五輪塔を造
ったと言われています。
伝説の真偽については
定かではありませんが、
その高さは2 m 60 cmもあ
り、栃木県内でも最大クラス
の五輪塔であることには間
違いありません。



今回は、朝比奈三郎の墓と
関わる言い伝えが残る「御熊
野塚」について紹介します。

問合せ先

歴史民俗資料館

☎ 82-8544

春の交通安全運動 街頭指導等啓発活動を実施



シートベルト着用の徹底をPR

春の交通安全運動が4月6日から15日までの10日間にわたり行われ、「シートベルト・チャイルドシート着用徹底」「交差点事故防止強化」等重点項目を定め、街頭広報や啓発活動を行いました。



駅前の放置自転車の撤去



踏切での一時停止を呼びかける広報活動

◆社会福祉協議会へ
(○)数字は寄付回数

中川淳様 ¹⁵	6千円
壬生町消費者友の会様 ¹⁷	5千円
富士見荘ヨガの会様 ¹	5千円
平成17年度公民館まつり実行委員会様 ²⁰	5万3千637円
(内訳)	
茶道教室	5千円
ガールスカウト第18団	5千円
七宝焼サークル	2千円
ふくべ一刀彫	3千円
図書館(古本販売)	6千285円
手作りネクタイ	1千500円
消費者友の会	2千円
女性会	5千円
和紙人形(雛の会)	3千円
人形教室(抱き人形)	3千円
エコクラフト教室	2千円
押し花教室(コマスの会)	1万3千852円
スタンドグラス教室	2千円
助谷フレンズ様 ³	5千円
第32回獨協医科大学大学祭実行委員会様 ⁵	10万円
南犬飼カラオケ愛好会様 ²⁰	2万3千470円
子育て支援グループ「ポケット」様 ¹	5千円

寄

付

第10回生涯学習習館フェスティバル実行委員会様⁸ 2万1千724円

(内訳)

フェスティバル実行委員会	2千724円
手芸サークルなでこの会	3千円
アレンジメントフラワーPickoの会	3千円
カスピアの会	3千円
蕎麦の会「みかど」	1万円
はにわ会様 ¹⁰	3千円
壬生町老人クラブ連合会様 ³⁴	15万5千円
匿名 ¹	1万9千729円
自主クラブ(陶芸 日光彫 墨絵ダンス)様 ¹	1千176円
設置募金箱(10箇所)	2万4千646円
(社)栃木法人会 壬生地区会様 ²	5万円
小山歌謡教室様 ¹	1万2千445円
羽生田西部親睦会様 ³⁸	3千円
壬生町歌謡会様 ²⁰	2万4千583円
加藤国夫チャリティー歌謡ショー様 ³	1万6千555円



トマト黄化葉巻病の典型的な葉巻症状



シルバリーフコナジラミ
(体長0.8mm程度)

○町経済部農務課振興係
☎ 81-1839

○JAしもつけ壬生地区営農経
済センター ☎ 82-1103

○下都賀農業振興事務所 経営
普及部 ☎ 24-1101

トマト黄化葉巻病とは、平成8年に国内で初めて発生が確認され、大きな被害をもたらしています。栃木県では、平成18年1月に県南地区において、本病が確認されました。

原因は
①シルバリーフコナジラミ（白い小さな害虫）による、ウイルスの媒介

症状は
①先端の若い葉が黄色く変色
②変色した先には実がつかない
※病気がかかったトマトを食べても人体には影響ありません。

対策は
①トマトの苗は、健全な苗を購入しましょう。
②トマト周辺の雑草をこまめに除草しましょう。
③病気になった株は、感染源となるためすぐに処分して下さい。（農薬では治りません、株を根ごと抜いて、ビニール袋に入れて密封して枯らすか、土中に埋めて処分して下さい。）
④収穫が終わったトマトも感染源となりますので、放置せずに処分して下さい。

問合せ先
○町経済部農務課振興係

『トマト黄化葉巻病』

家庭菜園のトマトやミニトマトにこんな症状は出ていませんか？

町へ寄付



片柳さん 越川さん 中田さん 町長

4月21日、獨協医科大学病院より、さくらまつりの益金20万円が福祉を目的とし、町へ寄付されました。

お詫びと訂正

広報壬生4月号22頁の「私の作品」欄において藤井小6年山川弥香さんのふりがなが「ゆか」とありましたが、正しくは「みか」です。お詫びして訂正いたします。

まちのうごき

4月1日現在

総人口	39,997人 (0)
男	19,605人 (△15)
女	20,392人 (15)
世帯数	13,729世帯 (49)
	()内は前月比

●町県民税(二期及び全期)
納期限 6月30日

6月の納税等



壬生東小 2年
青柳 夏海



絵画「ダンス」



壬生東小 3年
麻生 たくや



版画「さかあがりができた」